

名古屋北 法人会だより

No.

139

2017年 9月

presented by 



第42回 公益社団法人 名古屋北法人会通常総会開催

日時 平成 29 年 6 月 9 日(金) 場所 名古屋市北文化小劇場



役員改選・決算他議案は全て承認されました。



総会記念講演会



愛知県法人会連合会会長から感謝状が
(株)正鶴堂 松浦 弘 様へ贈られました。



通常総会において名古屋北税務署長より感謝状の贈呈

平成28年度表彰者

(敬称略・順不同)

会員増強目標達成支部

守山支部 守山北支部

支部運営功労者

支部	会社名
上飯田	まさき電設(株)
山田	(株)日本ポプリン染工場
大曾根	山 宗(株)
杉村	(株)愛洋産業
大杉	(株)後藤タイル商会
清水	(有)神田鉄工所
	ヒラテ産業(株)
金城西	名急商事(株)
	日比野建設(株)
	(有)千成工業
若葉	(株)吉川工作所

支部	会社名
北 陵	愛知信用金庫 黒川支店
	近 電 興 業 (株)
楠	(株)馬場器械店
	愛 知 バ ス (株)
	アイチ輸送機(株)
	敷島測量設計(株)
瀬 古	(株)東陽機械製作所
	日本コンクリート(株)
守 山	(有)今吉機材商会
小 幡	弥生投資顧問(株)
大 森	(株) 晃 菱
	(株) ショクブン
みどり	(有)長谷川不動産
守山北	(株)大永興舎
	(株)根岸建築

会員増強功労社

支部	会社名	勤業数
4社以上		
守山北	(株)ナカシロ	8
守 山	(株)愛知銀行 守山支店	4
2社以上		
大 杉	(株)日新瑠璃製作所	2
金城西	ユニック中部販売(株)	2
	草川工業(株)	2
小 幡	弥生投資顧問(株)	2
守山北	瀬戸信用金庫 川村支店	2

第42回通常総会	1
平成28年度正味財産増減計算書	
平成28年度表彰者	
名古屋北税務署	3
着任のごあいさつ 亀嶋千明	
新陣容	4
愛知県広報	11
名古屋市広報	13
税理士会	15
支部報告	17
新会員紹介	18
青年部会	19
女性部会	20
法人会事業	21

今回の表紙（守山スポーツセンターで行われている合気道の練習風景）

合気道には試合がありません。勝敗を争わない合気道は、日々の稽古を通じてお互い切磋琢磨し自己を高め、和合の精神を大切にする人間形成のための武道です。

合気道は、それぞれの体力や技量に応じ、老若男女が分け隔てなく稽古できることが特徴です。一修会は、技の習得にとらわれことなく、礼儀作法や相手を思いやる気持ちを養うために、子供から大人まで和気あいあいと合気道の稽古をしています。

合気道一修会 代表 中山栄一 様
写真提供 (株)ツカサデザインコマース 小司博基 様



稽古場所：守山スポーツセンター2F第2競技場

稽古日：毎週土曜日（不定開催日あり）

基本技稽古18：15～19：15

武器技稽古19：15～19：30

応用技稽古19：30～20：30

（詳しい稽古スケジュールはhttp://ishukai.com/?page_id=642まで）

HP：<http://ishukai.com/>

平成28年度正味財産増減計算書(内訳表)

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

科 目	公益事業会計				収益事業会計			法人会計	合計
	公1	公2	共通	小計	収1	他1	小計		
I 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1)経常収益									
基本財産運用益	0	0	0	0	0	0	0	2,104	2,104
基本財産受取利息	0	0	0	0	0	0	0	2,104	2,104
特定資産運用益	0	0	0	0	0	0	0	14,980	14,980
特定資産受取利息	0	0	0	0	0	0	0	14,980	14,980
受取会費	0	0	8,569,250	8,569,250	0	0	0	8,569,250	17,138,500
正会員受取会費	0	0	8,518,250	8,518,250	0	0	0	8,518,250	17,036,500
特別会員受取会費	0	0	51,000	51,000	0	0	0	51,000	102,000
事業収益	62,000	694,800	0	756,800	2,667,668	1,011,440	3,679,108	0	4,435,908
研修事業収益	62,000	694,800	0	756,800	0	0	0	0	756,800
広報事業収益	0	0	0	0	200,000	0	200,000	0	200,000
福利厚生事業収益	0	0	0	0	287,400	0	287,400	0	287,400
会員親睦事業収益	0	0	0	0	0	1,011,440	1,011,440	0	1,011,440
簡易保険取扱事業収益	0	0	0	0	2,180,268	0	2,180,268	0	2,180,268
受取補助金等	0	0	17,704,300	17,704,300	0	2,141,334	2,141,334	170,000	20,015,634
受取県連補助金	0	0	0	0	0	2,141,334	2,141,334	0	2,141,334
受取全法連助成金振替額	0	0	17,704,300	17,704,300	0	0	0	0	17,704,300
受取全法連助成金	0	0	0	0	0	0	0	170,000	170,000
受取負担金	0	0	0	0	0	1,330,500	1,330,500	0	1,330,500
理事会受取負担金	0	0	0	0	0	234,000	234,000	0	234,000
青年部会受取負担金	0	0	0	0	0	766,500	766,500	0	766,500
女性部会受取負担金	0	0	0	0	0	330,000	330,000	0	330,000
雑収益	0	0	0	0	641,246	26,730	667,976	307,383	975,359
受取利息	0	0	0	0	0	0	0	12,829	12,829
雑収益	0	0	0	0	641,246	26,730	667,976	294,554	962,530
経常収益計	62,000	694,800	26,273,550	27,030,350	3,308,914	4,510,004	7,818,918	9,063,717	43,912,985
(2)経常費用									
事業費	16,149,844	14,442,525	0	30,592,369	1,980,911	4,868,459	6,849,370	0	37,441,739
役員報酬	2,259,240	2,073,780	0	4,333,020	185,460	252,900	438,360	0	4,771,380
給料手当	2,929,739	2,689,235	0	5,618,974	240,500	327,955	568,455	0	6,187,429
福利厚生費	997,076	915,224	0	1,912,300	81,849	111,612	193,461	0	2,105,761
会議費	298,746	444,652	0	743,398	8,679	1,308,080	1,316,759	0	2,060,157
旅費交通費	567,964	457,165	0	1,025,129	5,067	1,589,243	1,594,310	0	2,619,439
通信運搬費	1,208,909	1,095,395	0	2,304,304	139,034	247,453	386,487	0	2,690,791
消耗品費	1,314,195	375,791	0	1,689,986	9,739	174,819	184,558	0	1,874,544
修繕費	1,963	2,249	0	4,212	0	0	0	0	4,212
印刷製本費	565,953	488,747	0	1,054,700	32,242	146,999	179,241	0	1,233,941
広報誌印刷費	2,832,416	1,028,558	0	3,860,974	186,070	0	186,070	0	4,047,044
光熱水料費	255,323	234,361	0	489,684	20,959	28,580	49,539	0	539,223
事務室賃借料	0	0	0	0	289,782	0	289,782	0	289,782
研修室賃借料	936,276	1,072,900	0	2,009,176	0	0	0	0	2,009,176
諸謝金	10,000	2,026,285	0	2,036,285	0	0	0	0	2,036,285
支払負担金	734,010	414,475	0	1,148,485	508,000	537,817	1,045,817	0	2,194,302
委託費	385,934	359,353	0	745,287	17,552	23,935	41,487	0	786,774
会場費	346,400	260,324	0	606,724	0	0	0	0	606,724
広告宣伝費	37,948	99,630	0	137,578	3,114	4,247	7,361	0	144,939
表彰費	27,886	0	0	27,886	71,000	59,750	130,750	0	158,636
リース料	316,620	290,627	0	607,247	25,991	35,442	61,433	0	668,680
支払手数料	123,246	113,774	0	237,020	137,481	19,627	157,108	0	394,128
雑費	0	0	0	0	18,392	0	18,392	0	18,392
管理費	0	0	0	0	0	0	0	9,468,864	9,468,864
役員報酬	0	0	0	0	0	0	0	848,620	848,620
給料手当	0	0	0	0	0	0	0	1,100,473	1,100,473
福利厚生費	0	0	0	0	0	0	0	374,522	374,522
会議費	0	0	0	0	0	0	0	325,806	325,806
旅費交通費	0	0	0	0	0	0	0	62,288	62,288
通信運搬費	0	0	0	0	0	0	0	461,579	461,579
消耗品費	0	0	0	0	0	0	0	278,146	278,146
印刷製本費	0	0	0	0	0	0	0	1,992,380	1,992,380
広報誌印刷費	0	0	0	0	0	0	0	1,121,594	1,121,594
光熱水料費	0	0	0	0	0	0	0	95,904	95,904
事務室賃借料	0	0	0	0	0	0	0	1,196,280	1,196,280
租税公課	0	0	0	0	0	0	0	1,250	1,250
支払負担金	0	0	0	0	0	0	0	245,940	245,940
支払寄付金	0	0	0	0	0	0	0	106,000	106,000
委託費	0	0	0	0	0	0	0	327,601	327,601
会場費	0	0	0	0	0	0	0	150,169	150,169
広告宣伝費	0	0	0	0	0	0	0	129,453	129,453
渉外慶弔費	0	0	0	0	0	0	0	12,840	12,840
表彰費	0	0	0	0	0	0	0	383,274	383,274
リース料	0	0	0	0	0	0	0	118,928	118,928
支払手数料	0	0	0	0	0	0	0	48,677	48,677
雑費	0	0	0	0	0	0	0	87,140	87,140
経常費用計	16,149,844	14,442,525	0	30,592,369	1,980,911	4,868,459	6,849,370	9,468,864	46,910,603
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 16,087,844	△ 13,747,725	26,273,550	△ 3,562,019	1,328,003	△ 358,455	969,548	△ 405,147	△ 2,997,618
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 16,087,844	△ 13,747,725	26,273,550	△ 3,562,019	1,328,003	△ 358,455	969,548	△ 405,147	△ 2,997,618

科 目	公益事業会計				収益事業会計			法人会計	合計
	公1	公2	共通	小計	収1	他1	小計		
2. 経常外増減の部									
(1) 経常外収益									
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用									
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替額	0	0	413,520	413,520	△ 413,520	0	△ 413,520	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 16,087,844	△ 13,747,725	26,687,070	△ 3,148,499	914,483	△ 358,455	556,028	△ 405,147	△ 2,997,618
法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	77,200	0	77,200	0	77,200
当期一般正味財産増減額	△ 16,087,844	△ 13,747,725	26,687,070	△ 3,148,499	837,283	△ 358,455	478,828	△ 405,147	△ 3,074,818
一般正味財産期首残高									63,200,591
一般正味財産期末残高									60,125,773
II 指定正味財産増減の部									
受取補助金等	0	0	17,704,300	17,704,300	0	0	0	0	17,300,400
受取全法連助成金	0	0	17,704,300	17,704,300	0	0	0	0	17,300,400
一般正味財産への振替額	0	0	△ 17,704,300	△ 17,300,400	0	0	0	0	△ 17,300,400
一般正味財産への振替額	0	0	△ 17,704,300	△ 17,300,400	0	0	0	0	△ 17,300,400
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0
III 基金増減の部									
当期基金増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基金期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基金期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0
IV 正味財産期末残高									60,125,773

平成28年度表彰者

(敬称略・順不同)

事業参加良好社

支 部	会社名
上飯田	まさき電設(株)
山田	中京金属(株)
	親和電機(株)
	たびぱーく(株)
	(株)中部精機製作所
大曾根	山宗(株)
杉村	(株)ナゴヤ保岳化学工業社
	(株)甲英
	(株)中建
大杉	(株)カケン
	(株)日新瑠璃製作所
	(株)魚鉄
清水	川辺建設(株)
	佐々木建設工業(株)
	(株)同和製作所
	浪速金液(株)
	ヒラテ産業(株)
	松下建設(株)
金城西	ユニック中部販売(株)
	草川工業(株)
	(有)米徳
	(株)白木
	(有)千成工業
	総合電気通信(株)
	(有)中日新聞志賀専売店
	日比野建設(株)
	(株)福井エステート
若葉	(株)正嶋堂
	北愛知三菱自動車販売(株)
	ムツミ工業(株)

支 部	会社名
北陵	名電通(株)
	(有)佐久間土地
	(有)アイケイ
	(株)ティーオーエム
	長瀬電気工業(株)
	ハートエージェンシー(株)
楠	(有)山水園
	桜井製本(資)
	総合エンジニアリング(株)
	(株)中央工芸
	(株)中日スタヂオ
	東洋測量設計(株)
	(株)橋爪
	名北電気工事(株)
瀬古	光洋運輸(株)
	桜井(有)
	(有)さくら電工
守山	(有)ヘアスタジオマリモ
	(株)シバタ紙器製作所
	(株)芝テクノ
小幡	(株)エイチエムテクノス
	東春運輸(株)
	(株)東都建設機器サービス
	(株)フジックス
	弥生投資顧問(株)
	(株)ワンプレサービス
大森	太平鋼機(株)
	矢田川電鍍工業(株)
	理科研(株)
	山昇建設(株)
	鉄名建設(株)

支 部	会社名
	寺尾産業(株)
	(株)三ツ知
	(株)立建
みどり	(株)横井機械工作所
守山北	(株)ナカシロ
	中部ビル開発(株)
	神名産業(株)
	(株)大永興舎
	(有)益屋商店
	(有)横山設備工業

大型保障制度推進目標達成支部

Jタイプ推進目標達成支部

楠支部 瀬古支部

紹介協力成約支部

楠支部

推進員に対する表彰

1) 会員増強1支部2社以上

谷田久典 寺川ひとみ
秋田倫子 小嶋佑樹

2) 新規企業2社以上

森悦子 長屋みゆき
平林香里

3) 担当支部の推進員大型保障制度・Jタイプ目標達成者

谷田久典 長屋みゆき
中野鈴子 倉橋真由美
平林香里 今西昭二
武藤昭濃 森悦子
渡部満

名古屋北税務署

着任のごあいさつ



名古屋北税務署長 亀嶋千明

公益社団法人名古屋北法人会の会員の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。この度の人事異動により、名古屋北税務署長を拝命いたしました亀嶋千明でございます。前任の佐藤同様よろしくお願い申し上げます。

名古屋北法人会におかれましては、「健全な経営」、「正しい納税」、「社会に貢献」を3本の柱とする「よき経営者をめざすものの団体」として、地域における「税知識の普及」と「納税道義の高揚」に大きく寄与されるとともに、企業経営と社会の健全な発展に貢献するという目的に向けて、活発に事業活動を展開していただいております。

これもひとえに、徳永会長をはじめ、各理事並びに会員の皆様方の誠意と御努力の賜物と、心から敬意を表するとともに、大変心強く感じている次第でございます。

更に、本会はもとより各支部、青年部会、女性部会それぞれにおいて、活発な活動を多岐にわたり繰り広げていただいております。

特に、租税教室・簿記会計講座など税知識の普及を目的とした各種研修会や、地域社会貢献事業や地域企業発展事業として様々な講演会を開催されるとともに、区民まつりや税を考える週間における街頭宣伝、更には児童に対する租税教育の一環としての「夏休み親子税金教室スタンプラリー」、「絵はがきコンクール」など、公益性の高い事業活動を展開していただいております。大変心強く感じており、今後もより一層、魅力ある会活動を展開されますことを御期待申し上げます。

なお、平成29年12月に行われる法人会運営研究会において、2年間の研究成果を発表することとなっておりますので、テーマの一つである「租税教育推進に向けた取組」について、小学校を中心とした租税教室を積極的に取り組んでいただくようお願いします。

さて、私どもは「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たすため、納税者サービスの充実に努めるとともに、適正・公平な課税と徴収に取り組んでまいりましたが、その一方で、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済活動の国際化、ICT化の急速な進展等により大きく変化しております。

このような状況の中、ご承知のとおり、消費税率の10%への引上げ及び軽減税率制度が平成31年10月に実施されることとされています。

国税当局といたしましては、軽減税率制度の円滑な実施に向けて、事業者の皆様には制度の内容を十分理解していただき、自ら適正な申告・納付を行っていただけるよう、関係省庁や法人会をはじめとする関係民間団体の皆様と緊密に連携を図りながら、着実な制度の広報・周知や丁寧な相談対応に取り組んでまいります。法人会の皆様にも、説明会の開催などの広報・周知に御協力いただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、私どもが推進に取り組んでおりますe-Taxにつきましては、イメージデータによる添付書類の提出が可能となるなど、更なる利便性向上に向けた施策に取り組むこととしております。

名古屋北法人会の皆様方におかれましては、かねてからe-Tax(国税電子申告・納税システム)の普及・定着に多大なご尽力をいただいております。深く感謝申し上げますとともに、法人税及び消費税の申告だけではなく、源泉所得税の所得税徴収高計算書の提出や簡単なクリック操作で即時又は期日を指定して納付することができる「ダイレクト納付」の利用も重ねてお願いします。

結びに当たり、公益社団法人名古屋北法人会会員の皆様方には、今後とも正しい税知識の普及と納税道義の高揚のため、なお一層の御支援をいただきますようお願い申し上げますとともに、法人会の更なる御発展と会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を祈念しまして、私のあいさつとさせていただきます。

新陣容

官 職	氏 名	前任部署
署長	亀 嶋 千 明	局調査部 調査三 統括官
筆頭副署長(総務・個人・資産担当)	太 田 美 津 子	(留任)
副署長(管運・徴収・法人担当)	山 手 健 次	広島局 米子 総務課長
総務課		
総務課長	奥 村 泰 之	伊勢 総務課長
課長補佐	石 橋 夏 芳	局課二部 源泉処理センター
法人課税部門		
筆頭特別国税調査官(法人)	水 野 敏 夫	(留任)
特別国税調査官(法人)	杉 岡 功	(留任)
法人課税第一部門 統括国税調査官	前 田 幸 夫	局課二部 消費税課 実専官
法人課税第二部門 統括国税調査官	山 吉 浩 司	局総務部 総務二係長
法人課税第三部門 統括国税調査官	北 村 直 人	(留任)
法人課税第四部門 統括国税調査官	伊 藤 忠 典	沼津 法人三 統括官
法人課税第五部門 統括国税調査官	浅 井 直 樹	局徴収部 特整二 主査
連絡調査官	島 中 卷	津島 法人三 上席
上席(審理担当)	橋 本 健	(留任)
管理運営部門		
管理運営第一部門 統括国税徴収官	竹 内 友 信	小牧 管運二 統括官

官 職	氏 名	前任部署
徴収部門		
徴収部門 統括国税徴収官	西 部 宏	小牧 個人五 統括官
個人課税部門		
個人課税第一部門 統括国税調査官	橋 村 昌 知	尾鷲 個人 統括官
資産課税部門		
資産課税部門 統括国税調査官	横 内 悟	税大東京研修所 教育官
主な転出者・退職者		
署長	佐 藤 敬 秀	退職
副署長(管運・徴収・法人担当)	佐 藤 伸 二 朗	熊本局 総務部 営繕管理官
総務課長	長 瀬 真 治	昭和 総務課長
課長補佐	亀 井 彩 之	昭和 法人一 連調官
法人課税第一部門 統括国税調査官	井 口 雅 之	半田 法人一 統括官
法人課税第二部門 統括国税調査官	森 下 賢 治	局課二部 資料調査課 情報官
法人課税第四部門 統括国税調査官	西 川 明 人	局徴収部 特整四 主査
法人課税第五部門 統括国税調査官	杉 田 透	多治見 法人三 統括官
連絡調整官	伊 藤 康 至	伊勢 法人三 統括官

消費税軽減税率制度等説明会の御案内

名古屋北税務署（名古屋市役所共催）による事業者を対象とした消費税の軽減税率制度等説明会を開催します。説明会では、軽減税率制度の概要や制度対応に係る支援制度などをテーマとしておりますので、是非、御参加ください。

	開催日	開催時間	開催場所
①	10月24日(火)	10時00分から11時30分まで	名古屋北税務署 大会議室 (名古屋市北区清水5丁目6番6号)
②	10月26日(木)	10時00分から11時30分まで	名古屋北税務署 大会議室 (名古屋市北区清水5丁目6番6号)

※ ①②とも、同様の説明内容です。

※ 事前申込みは不要ですが、会場の収容人員の都合により御参加いただけない場合もございます。

※ 駐車場の施設が限られていますので、車での御来場は御遠慮ください。

【問合せ先】名古屋北税務署 法人課税第一部門 TEL 052-911-2471 (内線513)

※ お問合せいただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内に従って、「2」を選択してください。

参考

他の税務署管内の軽減税率制度等説明会の開催予定については、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) 内の特設サイト「消費税軽減税率制度」をご覧ください。

平成 31 年
10 月 1 日～

消費税の軽減税率制度が実施されます

平成 28 年 4 月
国 税 庁
平成 28 年 11 月改訂

軽減税率制度の 実施時期	平成 31 年 10 月 1 日（消費税率の引上げと同時に）
消費税率等	標準税率は 10%（消費税率 7.8%、地方消費税率 ^{（注）} 2.2%） 軽減税率は 8%（消費税率 6.24%、地方消費税率 ^{（注）} 1.76%） （注）地方消費税の税率は、消費税額の 78 分の 22
軽減税率の 対象品目	① 酒類・外食を除く飲食料品 ② 週 2 回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）
帳簿及び請求書等 の記載と保存	<ul style="list-style-type: none"> 対象品目の売上げ・仕入れがある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理（区分経理）を行っていただくこととなります。 仕入税額控除の要件は、現行、「帳簿及び請求書等^{（注1）}の保存」ですが、軽減税率制度実施後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等^{（注2）}の保存が要件となります（区分記載請求書等保存方式）。 <p>（注）1 「請求書等」には一定の領収書や納品書、レシート等も含まれます。 2 「区分記載請求書等」といいます。なお、平成 35 年 10 月からは「区分記載請求書等」に代わり、「適格請求書等」の保存が要件となります（適格請求書等保存方式）。</p>
税額の計算	<ul style="list-style-type: none"> 売上げ及び仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。 区分経理が困難な中小事業者の方には、経過措置として売上げに係る税額（売上税額）又は仕入れに係る税額（仕入税額）の計算の特例があります。

《消費税率の引上げ時期が平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 10 月 1 日に変更されたことに伴う改正点》

内容	改正前	改正後（平成 28 年 11 月改正）
軽減税率制度の実施時期	平成 29 年 4 月 1 日	平成 31 年 10 月 1 日
区分記載請求書等保存方式の適用期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日	平成 31 年 10 月 1 日～平成 35 年 9 月 30 日
適格請求書等保存方式の導入時期	平成 33 年 4 月 1 日	平成 35 年 10 月 1 日
税額計算の特例の対象者	中小事業者以外の事業者も対象	中小事業者のみが対象 ※ 適用対象となる期間が変更

～飲食料品の取扱い（売上げ）がない場合や免税事業者の場合も軽減税率制度への対応が必要です～

<p>課税事業者の方</p> <ul style="list-style-type: none"> 軽減税率対象品目の売上げ・仕入れの両方あり 例）飲食料品を取り扱う小売・卸売業（スーパーマーケット、青果店等）、飲食業（レストラン等） 軽減税率対象品目の仕入れのみあり 例）会議費や交際費として飲食料品を購入する場合等 	<ol style="list-style-type: none"> 発行する請求書等は区分記載請求書等へ 取引先から、区分記載請求書等を受領し、日々の取引を税率ごとに記帳（区分経理） 申告時の税額計算 ※仕入れのみの場合は②と③ 	<ol style="list-style-type: none"> 軽減税率の対象となる品目 帳簿及び請求書等の記載と保存 税額計算の特例 <p>をご覧ください。</p>
<p>免税事業者の方</p> <p>軽減税率対象品目の売上げあり</p>	<p>課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 軽減税率の対象となる品目 帳簿及び請求書等の記載と保存 <p>をご覧ください。</p>

1 軽減税率の対象となる品目

課税事業者・免税事業者の方

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除く。）をいい、一定の一体資産を含みます。なお、外食やケータリング等は軽減税率の対象には含まれません。

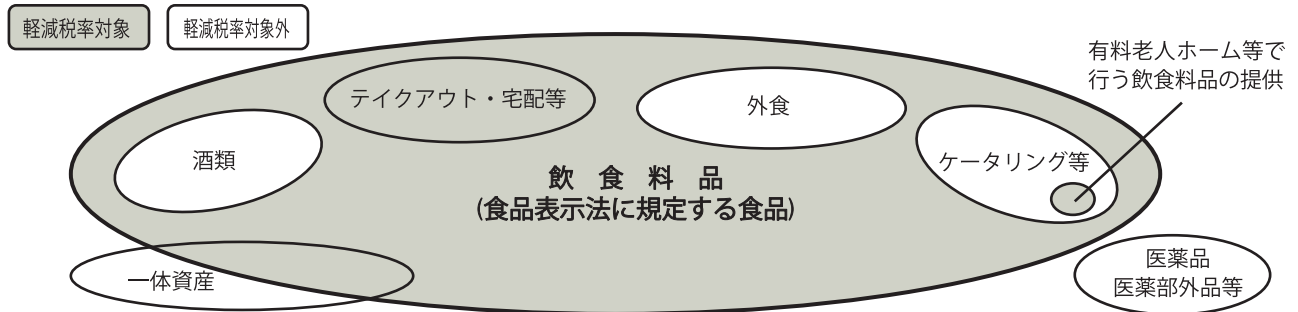
詳細は次ページ

新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週 2 回以上発行されるもの（定期購読契約に基づくもの）。

1 軽減税率の対象となる品目（つづき）

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲（イメージ）》



主な用語の意義・留意点

飲食料品	飲食料品とは、「一般に人の飲用又は食用に供するもの」をいいます。 例えば、工業用の塩は、軽減税率の対象となる飲食料品に含まれません。
外食	飲食店営業等の事業を営む者が飲食に用いられる設備がある場所において行う食事の提供
ケータリング等	相手方の注文に応じて指定された場所で調理・給仕等を行うもの
テイクアウト・宅配等	飲食店営業等の事業を営む者が行うものであっても、いわゆるテイクアウト・宅配等は軽減税率の対象
一体資産	おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているもの 税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合に限り、全体が軽減税率の対象（それ以外の場合は、標準税率の対象）

2 帳簿及び請求書等の記載と保存（区分記載請求書等保存方式）（平成31年10月～平成35年9月）

課税事業者の方は、仕入税額控除のため、帳簿と区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等の発行を求められる場合があります。

課税事業者・免税事業者の方

レジの導入・改修などのための中小事業者の方への支援措置（補助金）については、最終ページを参照

期間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
平成31年9月30日まで 【現行制度】	課税仕入れの相手方の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額	請求書発行者の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額・請求書受領者の氏名又は名称
平成31年10月1日から 平成35年9月30日まで 【区分記載請求書等保存方式】	（上記に加え） 軽減税率の対象品目である旨	（上記に加え） ① 軽減税率の対象品目である旨 ② 税率ごとに合計した対価の額（税込み） ※ ①及び②については、請求書等の交付を受けた事業者による追記も可能

(注) 1 請求書等には、記載事項を満たす領収書や納品書、小売業者が交付するレシートなど取引の事実を証する書類も含まれます。
2 取引額が3万円未満の場合や、自動販売機から購入するなど請求書等の交付を受けることが困難な場合は、現行どおり、帳簿への記載により仕入税額控除が認められます。

《区分記載請求書等の記載例》

〇〇御中

請求書

平成31年11月分 87,200円（税込）

11/1	牛肉	※	5,400円
11/3	小麦粉	※	2,160円
⋮	⋮		
11/27	しょうゆ	※	3,240円
11/30	ビール		6,600円
	合計		87,200円

(10%対象 44,000円)
(8%対象 43,200円)

△△株

※は軽減税率対象品目である旨を示します。

現行の請求書等の記載事項に加え、次の①及び②を記載することとされました。

① 軽減税率の対象品目である旨の記載（例えば、税率（8%）の記載や、「※」「★」等の記号と凡例の記載）

② 税率ごとに合計した対価の額（税込み）の記載

(参考)

取引先から上記①及び②の記載がない請求書等を受け取った場合、受け取った事業者は、事実に基づいて①及び②の記載事項を自ら追記することができます。

3 税額計算の特例

課税事業者の方

税額計算は、原則として、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分して行うこととなりますが、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者（基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が5,000万円以下の事業者）に対し、売上税額又は仕入税額の計算の特例があります。

※ 平成28年11月の税制改正により、

- ① 適用対象となる期間が変更されました。
- ② 中小事業者以外の事業者に対する税額計算の特例は措置されないこととされました。

売上税額の計算特例

売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、次の方法により軽減税率の対象売上及び売上税額を計算することができます。

区分	① 仕入れを税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者	② ①以外の中小事業者	③ ①・②の計算が困難な中小事業者（注）
内容	卸売業・小売業に係る売上げに小売等軽減仕入割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の売上げとし、売上税額を計算 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>小売等軽減仕入割合</p> $= \frac{\text{卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の仕入額（税込み）}}{\text{卸売業・小売業に係る仕入総額（税込み）}}$ </div>	売上げに軽減売上割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の売上げとし、売上税額を計算 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>軽減売上割合</p> $= \frac{\text{通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の売上額（税込み）}}{\text{通常の連続する10営業日の売上総額（税込み）}}$ </div>	①・②の計算において使用する割合に代えて50%を使用して、売上税額を計算 （注）主に軽減税率対象品目を販売する中小事業者が対象
適用対象	以下の期間において行った課税資産の譲渡等 平成31年10月1日から平成35年9月30日までの期間 ※ ①については、簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。		

仕入税額の計算特例

仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、次の方法により軽減税率の対象仕入れ及び仕入税額を計算することができます。

区分	① 売上げを税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者	② ①以外の中小事業者
内容	卸売業・小売業に係る仕入れに小売等軽減売上割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の仕入れとし、仕入税額を計算 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>小売等軽減売上割合</p> $= \frac{\text{卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の売上額（税込み）}}{\text{卸売業・小売業に係る売上総額（税込み）}}$ </div>	簡易課税制度を適用しようとする課税期間中に消費税簡易課税制度選択届出書を提出し、同制度を適用し、仕入税額の計算が可能 （参考）原則は、簡易課税制度を適用しようとする課税期間の開始前に消費税簡易課税制度選択届出書の提出が必要
適用対象	以下の期間において行った課税仕入れ 平成31年10月1日から平成32年9月30日の属する課税期間の末日までの期間 ※ 簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。	以下の課税期間に適用可能 平成31年10月1日から、平成32年9月30日までの日の属する課税期間 ※ 消費税簡易課税制度選択届出書は平成31年7月1日から提出可能

4 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）（平成35年10月1日～）

課税事業者・免税事業者の方

平成35年10月1日以降は、区分記載請求書等の保存に代えて、「適格請求書等」の保存が仕入税額控除の要件となります（適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度））。

- 適格請求書等を発行できる事業者は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者（適格請求書発行事業者）（注）申請受付は、平成33年10月1日からとなります。
- 適格請求書等には、区分記載請求書等の記載事項に加え、「登録番号」、「税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分した合計額及び適用税率」、「消費税額等」の記載が必要
- 適格請求書発行事業者には、取引の相手方である課税事業者から求められた場合、適格請求書等の交付及び写しの保存を義務付け

※ 平成28年11月の税制改正により、適格請求書等保存方式の導入時期は、「平成33年4月1日」から「平成35年10月1日」に変更されました。

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

事業者が国内において適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れについては、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等及び帳簿を保存している場合に、以下のとおり仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できます。

期 間	割 合
平成35年10月1日から平成38年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
平成38年10月1日から平成41年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

《軽減税率制度に関するお問い合わせ先》

- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

《軽減税率制度へ対応するための中小事業者への支援措置について》

軽減税率制度への対応が必要な事業者の準備が円滑に進むよう次の支援が行われます。

1. 中小の小売事業者等に対するレジの導入・電子的な受発注システムの改修等の支援（注）
※ 詳細は以下の、「軽減税率対策補助金事務局」にお問い合わせください。 URL <http://kzt-hojo.jp>
専用ダイヤル 0570-081-222 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）
2. 中小企業団体等の小売事業者への周知や対応サポート体制の整備
※ 最寄りの商工会議所・商工会・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会にお問い合わせください。

（注）軽減税率制度に対応するために行うPOSレジや受発注システム等の改修に要する費用は、一般的にソフトウェアの効用を維持するために行われる支出に該当すると考えられ、修繕費として処理できます。

《消費税価格転嫁等総合相談センターにおける相談対応》

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されています。

センターでは、①転嫁に関する問い合わせ、②広告・宣伝に関する問い合わせ、③消費税総額表示に関する問い合わせ、④便乗値上げに関する問い合わせのほか、軽減税率制度の概要に関する問い合わせを受け付けています。

ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

専用ダイヤル 0570-200-123 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

メール ホームページ上の専用フォームをご利用ください。

URL <http://www.tenkasoudan.go.jp>（24時間受付）

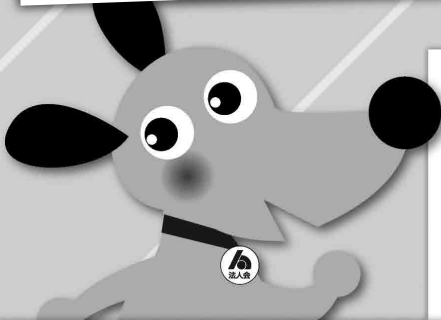
企業の税務コンプライアンス向上のために

国税庁後援

自主点検チェックシートをご活用ください!

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



○ 点検結果記入表
(3月31日点検分)

点検担当者: 法人 太郎

点検担当者記入欄		代表者記入欄
項目番号	点検結果	改善方針
18	確認したところ遅延が1件あった。	売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。

○ 点検項目チェック表

II 貸借関係
(資産科目)

科目等	点検項目	点検欄			
		9/30	3/31	/	/
現預金 小切手 受取手形	12 手許現金と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	13 現金、小切手による高額又は予定外(緊急)の支払いは、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	14 預金(通帳)と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	15 受取手形の現物と補助簿(受取手形記入帳)は定期的に照合されていますか。	○	○		
売掛金 未収金	16 補助簿(売掛一覧表)と得意先に対する請求残高は一致していますか。	○	○		
	17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	18 回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	⊗		
	19 入金条件(決裁日、決裁手段)に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	○		

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。

また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。

点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

お問い合わせ先

北法人会

TEL 915-3886 FAX 915-3850

<http://www.kitahou.or.jp>

名古屋北法人会会員の皆様方へのお知らせ

「法人事業概況説明書」に、次のことを記載しましょう！

- ・名古屋北法人会に加入していること（16「加入組合等の状況」の欄に記入）
- ・自主点検チェックシートを作成していること（14「帳簿類の備付状況」の欄に記入）

法人事業概況説明書 (FB1005)

法人名称: () 代表者氏名: () 役員名: ()

1 事業内容: ()

2 役員: ()

3 事業の状況: ()

4 経理: ()

5 関係機関: ()

6 その他: ()

(表)

11 事業の状況: ()

12 土台: ()

13 関係機関: ()

14 帳簿書類の名称: ()

15 関係機関: ()

16 加入組合等の状況: ()

(裏)

14 帳簿書類の備付状況

帳簿書類の名称	備付状況
自主点検チェックシート	

16 加入組合等の状況

〇〇法人会会員・〇〇法人会理事		
(役職名)		
(役職名)		
営業時間	開店 時	閉店 時
定休日	毎週 (毎月)	曜日 (日)

愛知県税だより

法人県民税・法人事業税の税率について

日ごろは、県税の申告、納税につきまして格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

平成28年度の税制改正により、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から地方法人特別税の廃止及びこれに伴う法人事業税の税率改正の実施が予定されていましたが、平成28年度中において、地方法人特別税の廃止時期を平成31年10月1日に変更するなどの法律改正が行われました。

したがって、平成29年4月1日以後に開始した事業年度についても、平成29年3月31日以前の税率と同じです。

なお、平成31年2月1日以後に終了する事業年度の法人事業税の税率については、後日条例改正予定です。今後とも法人県民税・法人事業税の申告納付にご協力くださいますようお願いいたします。

愛知県における法人県民税（法人税割）の税率

区 分	税 率	
	超過課税の対象となる法人	超過課税の対象とならない法人(*)
法人税割	4.0%	3.2%

* 「超過課税の対象とならない法人」とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年1,500万円以下の法人をいいます。

愛知県における法人事業税の税率

1 外形標準課税対象法人の税率

区 分		税 率	
		超過税率(*1)	(参考)標準税率
所得割	所得のうち、年400万円以下の金額	0.414%	0.3%
	所得のうち、年400万円を超え、年800万円以下の金額	0.665%	0.5%
	所得のうち、年800万円を超える金額及び軽減税率不適用法人(*2)	0.916%	0.7%
付加価値割		1.2144%	1.2%
資本割		0.506%	0.5%

*1 愛知県では外形標準課税対象法人の場合、法人事業税の税率はすべて超過課税となります。

*2 「軽減税率不適用法人」とは、3以上の都道府県に事務所・事業所を設けて事業を行っている法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。(以下同じです。)

2 外形標準課税対象法人以外の所得を課税標準とする法人の税率

区 分		税 率		
		超過課税の対象となる法人	超過課税の対象とならない法人(*3)	(参考)標準税率
普通法人	所得のうち、年400万円以下の金額	3.55%	3.4%	3.4%
	所得のうち、年400万円を超え、年800万円以下の金額	5.319%	5.1%	5.1%
	所得のうち、年800万円を超える金額及び軽減税率不適用法人	6.988%	6.7%	6.7%
特別法人	所得のうち、年400万円以下の金額	3.55%	3.4%	3.4%
	所得のうち、年400万円を超える金額及び軽減税率不適用法人	4.798%	4.6%	4.6%

*3 「超過課税の対象とならない法人」とは、普通法人の場合、資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、所得が年5,000万円以下の法人をいい、公益法人等、人格のない社団等及び特別法人の場合、所得が年5,000万円以下の法人をいいます。

3 収入金額を課税標準とする法人（電気・ガス供給業又は保険業を行う法人）の税率

区 分	税 率		
	超過課税の対象となる法人	超過課税の対象とならない法人(*4)	(参考)標準税率
収入割	0.939%	0.9%	0.9%

*4 「超過課税の対象とならない法人」とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、収入金額が年4億円以下の法人をいいます。

<参考> 地方法人特別税の税率

※ 地方法人特別税は平成31年10月1日以後廃止され、法人事業税に復元となります。

区 分	税 率
①外形標準課税対象法人の基準法人所得割額に対する税率	414.2%
②外形標準課税対象法人以外の法人の基準法人所得割額に対する税率	43.2%
③基準法人収入割額に対する税率	43.2%

* 基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率（1～3の各表の「(参考)標準税率」）で計算された法人事業税（所得割・収入割）の税額をいいます。

○お問合せ先 愛知県名古屋北部県税事務所 課税第一課 県民税・事業税第一グループ
電話 052-531-6304

名古屋市税だより

[栄市税事務所のご案内]

栄市税事務所の窓口は、NHK名古屋放送センタービル8階にあります。

8階にお越しいただくには、「6-13」と表示された低層階用エレベーターをご利用ください。

なお、NHK名古屋放送センタービル内には無料の駐車場はございませんので、お越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

※地下鉄栄駅東改札から直結のオアシス21を北東へ進むと連絡通路がございます。

お体の不自由な方には駐車場をご案内いたします。下記お問い合わせ先までご連絡ください。

- お問合せ先 **栄市税事務所管理課管理係**
〒461-8626 東区東桜一丁目13番3号 (NHK名古屋放送センタービル8階)
電話 959-3300 FAX 959-3317

[市税の納税は便利な口座振替・自動払込みをご利用ください]

1 ご利用いただける市税

市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）

2 お申込み手続き

「市税の納税通知書または領収書」、「預貯金通帳の口座番号」、「預貯金通帳のお届け印」をお持ちのうえ、市税の取扱金融機関へお申込みください。

※名古屋市の店舗には、名古屋市税用の申込用紙が窓口にて備え付けられていない場合があります。

その場合は、下記「7 お問い合わせ先」まで申込用紙をご請求ください。

3 取扱金融機関

市税の納付を取り扱っている銀行、信託銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合、信用組合、労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局。

※詳しくは納付書の「納付場所」欄又は名古屋市公式ウェブサイト(<http://www.city.nagoya.jp/>)でご確認ください。

※全国の店舗でお申込みいただける金融機関と、愛知県内の店舗に口座をお持ちの方のみお申込みいただける金融機関があります。

4 口座振替・自動払込みできる預貯金

普通預金、当座預金、納税準備預金、納税貯蓄組合預金、通常貯金

5 振替の開始

おおむね、申込みの月の翌々月以降の納期分からです。

※「口座振替・自動払込み開始のお知らせ」が届くまでは、お届けする納付書でお納めください。

6 振替日

各納期の最終日、前納（1年分）の場合は、第1期の最終日です。

7 お問い合わせ先

名古屋市市税収納事務センター

〒460-8202 中区丸の内三丁目10番4号 電話 957-6931 FAX 957-6934

[法人市民税に関するお知らせ]

名古屋市では、平成24年4月1日以後に終了する事業年度分より、5%減税を実施しています。

平成26年10月1日以後に開始する事業年度分の申告の際に適用すべき税率は下表のとおりです。

また、社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入に伴い、平成28年1月1日以後に開始する事業年度分の申告の際には、申告書等に法人番号を記載してください。

●法人税割の税率

法人の区分		申告の際に適用すべき税率
		平成26年10月1日以後に開始する事業年度分
①資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人		11.495%
②資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人	法人税割の課税標準となる法人税額が年2,500万円を超えるもの (注1)	
③資本金の額または出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社は①の法人と同じ。)	法人税割の課税標準となる法人税額が年2,500万円以下のもの (注1)	9.215%
④人格のない社団等		

(注1) 2以上の市町村において事務所等を有する法人については、法人税割の課税標準となる法人税額が年2,500万円を超えるかどうかは、法人税額を関係市町村ごとに**按分する前の額**で判定します。事業年度が1年に満たない場合にあつては、「年2,500万円」とあるのは「2,500万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」と置きかえて判定します。

●均等割の税率

資本金等(注2)の額による法人の区分	申告の際に適用すべき税率(年額)	
	従業者数(注3)50人以下	従業者数(注3)50人超
公益法人等、人格のない社団等	47,500円	
1千万円以下の法人	47,500円	114,000円
1千万円を超え1億円以下の法人	123,500円	142,500円
1億円を超え10億円以下の法人	152,000円	380,000円
10億円を超え50億円以下の法人	389,500円	1,662,500円
50億円を超える法人	389,500円	2,850,000円

(注2) 平成27年4月1日以後に開始する事業年度分から次により算出した合計額を税率区分の基準として使用することになります。

調整後の資本金等の額と資本金+資本準備金との比較	税率区分の基準として使用
調整後の資本金等の額 \geq 資本金+資本準備金	調整後の資本金等の額
調整後の資本金等の額 $<$ 資本金+資本準備金	資本金+資本準備金

※ 調整後の資本金等の額の算出方法

期末現在の資本金等の額 + 無償増資額 - 無償減資等による欠損填補額

※ 無償増資、無償減資等による欠損填補により資本金等の額の調整を行った場合は、その内容を証する書類(株主総会議事録等)を確定申告書に添付してください。

(注3) 区内の事務所等または寮等の従業者数の合計数をいいます。

●異動届出書等の提出について

法人の名称、事業年度、資本金等の変更等が生じた場合は「法人の異動届出書」を、市内に法人を設立した場合、事務所等または寮等を新設または廃止した場合は「法人の設立・事務所事業所新設廃止申告書」を提出してください。

○お問合せ先 栄市税事務所 市民税課 法人市民税係
 〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目13番3号(NHK名古屋放送センタービル8階)
 電話 959-3305

国税不服審判所ってどんなところ？

名古屋税理士会名古屋北支部 林めぐみ（税理士 元任期付国税審判官）

1 はじめに

法人や個人事業主等の納税者の方々が、法人税や所得税等の税務当局の調査を受け、その結果、更正決定等をすべきと認められる非違事項がなければ、それで税務調査は終了となります。しかしながら、多くの場合は、何らかの指摘事項があり、修正申告（又は期限後申告）を勧奨されることになります。この修正申告の勧奨に応じるかどうかは、あくまでも納税者の方の任意の判断ですが、修正申告の勧奨に応じない場合には、調査結果に基づき更正等の処分がなされることがあります。

これら更正等の処分に不服がある納税者の方は、裁判所に原処分の取消訴訟等を提起する前に、国税に関する不服申立て（「再調査の請求」又は「審査請求」）の手続きをして、税務当局に対して処分の取消しなどを求めることになります。

なお、修正申告を行った場合には、更正の請求をすることはできますが、不服申立てをすることはできませんので、この点を理解した上で修正申告を行う必要があります。

2 国税に関する不服申立制度

国税に関する法律に基づく処分（税務署長や国税局長などが行った更正・決定や差押えなど）に不服がある納税者が、処分の取消しなどを求めることができる不服申立ては、国税不服審判所長に対する「審査請求」とその処分を行った税務署長等に対する「再調査の請求」との選択制となっています。（図1）

したがって、不服がある納税者は、処分の通知を受けた日の翌日から原則として3か月以内に、国税不服審判所長に対する「審査請求」を行うか、処分を行った税務署長等に対する「再調査の請求」を行うかを検討して、いずれかを選択することになります。

「再調査の請求」を選択した場合、税務署長等の判断結果は、納税者に再調査決定書が送達されますが、処分の全部が取り消されなかった場合に、納税者は、その決定になお不服があるときは、再調査決定書の送達があった日の翌日から1か月以内に国税不服審判所に対して「審査請求」をすることができます。

また、国税不服審判所の判断（「裁決」といいます。）になお不服がある場合には、裁決があったことを知った日の翌日から6か月以内に裁判所に対して原処分取消訴訟等を提起することができます。

3 国税不服審判所とは

(1) 国税不服審判所の役割

国税不服審判所は、税務行政部内の公正な第三者的機関として、適正かつ迅速な事件処理を通じて、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することを使命としています。そして、処分をした税務署長等と審査請求をした納税者（「審査請求人」といいます。）との間に立つ公正な立場で、審査請求人の主張に理由があるのかどうか、審査請求事件を調査・審理して、裁決（処分を取り消すのか、変更するのか、審査請求を棄却するのかという判断）を行います。

(2) 国税不服審判所の組織

国税不服審判所は、税務署や国税局とは分離された国税庁の特別の機関として、審査請求人と処分を行った税務署長等（「原処分庁」といいます。）の各主張の間で争いのある点を中心に調査及び審理を行います。国税不服審判所の本部は東京の霞が関にありますが、全国の主要都市に12の支部と7の支所があり、東海地方には名古屋支部と静岡支所があります。

(3) 公正な審理のために

国税不服審判所では、公正妥当な結論を得るため、国税審判官による合議制を採用しており、基本的には、その事案を担当する国税審判官1名（担当審判官といいます。）とそのほかの国税審判官（参加審判官といいます。）2名以上が指定され、3名以上の国税審判官で合議体を構成し、これらの方で事案の調査・審理をします。そして、合議体を構成する担当審判官と参加審判官との合議により議決が行われます。合議体の構成員は、それぞれ独立

した立場で十分意見を述べ合い、公正妥当な結論に到達するよう議論を尽くし、最終的には、その構成員の過半数の意見により議決を行うこととなっています。

そして、合議体による議決がされると、国税不服審判所長は、合議体の議決に基づいて裁決を行い、納税者と原処分をした処分庁との双方に裁決書が送達されます。

また、国税不服審判所の職員は、基本的には国税局や税務署の出身者ではありますが、公正な審理のための取り組みとして、合議に参加できる国税審判官には、税理士や弁護士などの職にあった民間の専門家も任用されており（特定任期付職員といえます）、現在は合議体を構成する国税審判官の半数程度（全国で50名程度）がこうした民間の専門家出身者となっています。

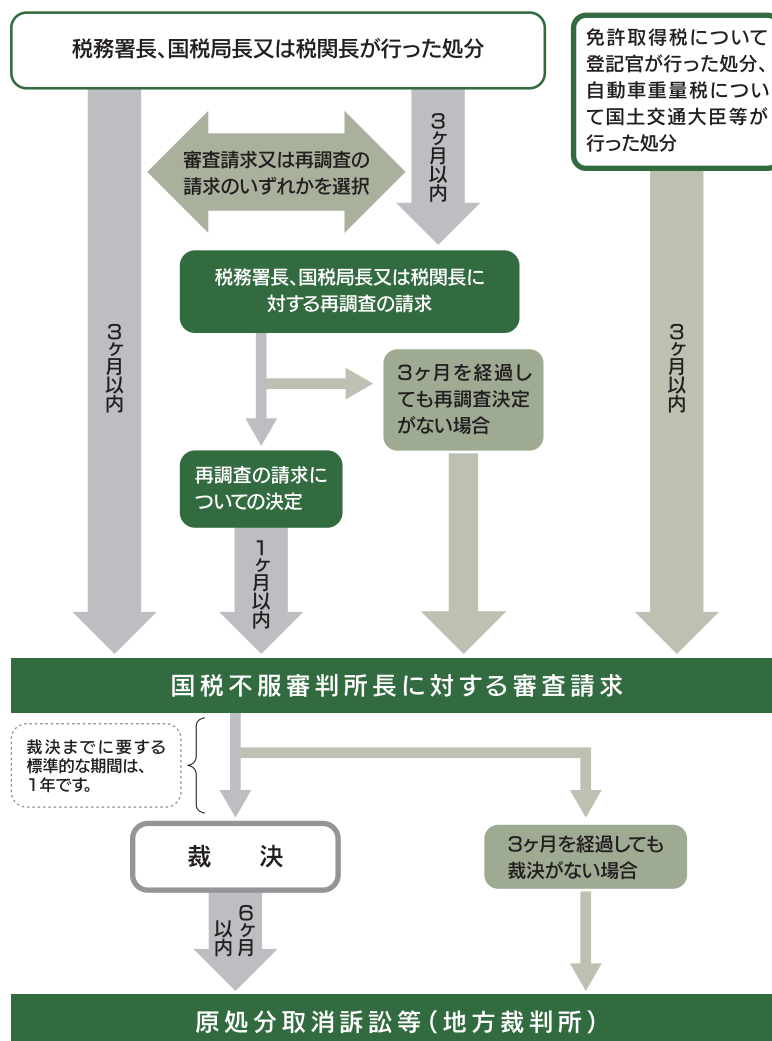
(4) 行政部内の最終判断

裁決は、関係行政庁を拘束するので、例えば、原処分が全部取り消される等の裁決があった場合、原処分庁は裁決に不服があっても裁判所に訴えを提起することができません。

また、国税不服審判所の使命である「納税者の正当な権利利益の救済を図る」という観点からも、国税不服審判所の裁決は、税務署長等が行った処分より審査請求人にとって不利益となることはありません。

4 おわりに

法人や個人事業主等の納税者の方々の多くは、申告、納税、又は税務調査を通じて、国税局や税務署という国税庁の機関には接点がありますが、同じ国税庁の機関でも、国税不服審判所にはあまりなじみがなく、その存在すら知らない方も多いかと思います。税務調査の結果が、納税者の方々が納得のいくものであるのが何よりではありますが、今後は、国税不服審判所という行政部内の最終判断をする国税庁の特別の機関があることを認識したうえで税務調査を受けられると、すこし気分が変わるかもしれません。



(図1) 国税不服審判所HPより

活動レポート

総 会

4. 6 杉村・大杉・清水支部総会 名古屋北法人会研修室
記念講演 「温故知新」
名古屋北税務署長 佐藤敬秀殿



4. 7 若葉・北陵支部総会 愛知信用金庫黒川支店
記念講演
「知らないと怖い!?未上場企業役員『個人』のリスク」
アフェリエイトッドファイナンシャルプランナー・サティファイドリスクマネージャー
石川裕高氏



4. 11 上飯田・山田・大曽根支部総会 親和電機(株)会議室
記念講演 「職場を守る防火管理」
名古屋北消防署 担当官殿



4. 12 楠支部総会 東濃信用金庫豊山支店会議室
記念講演 「職場を守る防火管理」
名古屋北消防署 担当官殿



4. 14 金城西支部総会 名古屋北法人会研修室
記念講演 「職場を守る防火管理」
名古屋北消防署 担当官殿

4. 13 守山6支部合同総会 サイエンス交流プラザ
記念講演 「幸せを呼ぶ文字の書き方」
～筆跡を治すと運気が変わる…お金もたまる…～
(一社)日本筆跡心理学協会会長
根本みきこ氏



見学研修会

7. 29 守山北支部見学研修会 アサヒビール(株)名古屋工場見学



事業

6. 24 楠支部 六が池親水公園

北久手ホタルまつり協賛

◇今年は灯籠が灯され幻想的な公園内にヘイケボタルが放され多くの市民でにぎわいました。法人会は「小学生おもしろ税金クイズ」を実施しました。



役員会

- | | | | |
|--------------|----------------|----------------|--------------|
| 4. 6 杉村支部役員会 | 4. 7 若葉支部役員会 | 4. 11 大曽根支部役員会 | 6. 15 楠支部役員会 |
| 4. 6 大杉支部役員会 | 4. 11 上飯田支部役員会 | 4. 12 楠支部役員会 | |
| 4. 6 清水支部役員会 | 4. 11 山田支部役員会 | 4. 14 金城西支部役員会 | |

新会員紹介

平成29年4月1日～7月30日

支部	会社名・住所	代表者名・電話番号	業種	歓奨社
上飯田	(株)メイギビルド 北区上飯田通2丁目4	西沢英樹 938-5123	建築業	まさき電設(株)
上飯田	日本テレコム警備会社(株) 北区上飯田通2丁目4	渡邊泰幸 325-7031	警備業	まさき電設(株)
山田	社会保険労務士法人 絆 北区平安2丁目1-10 第5水光ビル401	山口剛志 982-6571	社会保険労務士業務	(株)草川工業(金城西)
清水	円三郎商店株式会社 北区清水2丁目4-6 清水ビル1F	新井藤一 930-8894	飲食業	ヒラテ産業(株)
清水	(株)日東設計 北区清水4丁目15-1	石沼政信 912-6338	建築設計	弥生投資顧問(株)(小幡)
金城西	東海アサヒメンテナンス(株) 北区田幡2丁目12-14 明治安田生命黒川ビル3F	滝澤匡孝 325-6267	ビルメンテナンス	草川工業(株)
金城西	(株)ニッショーライフ 北区城見通2丁目10-1	加治佐健二 912-1001	ビルメンテナンス業	ユニック中部販売(株)
金城西	(株)レグリオ 北区城見通3丁目5	加治佐弘 982-6962	家賃保証	ユニック中部販売(株)
若葉	戸崎板金(株) 北区辻本通1丁目23-1	戸崎正人 915-9251	建設業	
若葉	土地家屋調査士法人アイデアグループ 北区芦辺町3丁目5-6	安部敏朗 914-9419	土地家屋調査士	ユニック中部販売(株)(金城西) 日比野建設(株)(金城西)
若葉	(株)長谷川精機 北区芦辺町1丁目11	長谷川さゆり 914-0151	金属加工業	
守山	(株)新生地質テクノ 守山区小幡中1丁目8-17	神農一求 758-5875	測量	
大森	中部誠建サービス(株) 守山区天子田4丁目1204	山内哲人 715-4500	建設業	
守山北	ファーストソリューション(株) 守山区村合町143	今井友和 715-5211	情報通信機器販売施工	
守山北	KCジャパン(同) 守山区大永寺町225	伊藤健司 791-0994	輸出入雑貨	
守山北	(有)ユーコーポレーション 守山区西川原町243	下村 忠 726-3450	建築金物業	守山タイヤ(株)(瀬古)

活動レポート

総 会

6. 1 青年部会第38回定時総会 KKR ホテル名古屋



◇総会に於いて部会長に朱宮真佐樹氏が再任され新役員が承認されました。懇親会では卒業する(株)キムラガステム木村様、(有)ワンプレサービス伊東様、新再入会された(株)ナカシロ徳永様 東海アサヒメンテナンス(株)滝澤様 (株)イチカワプランニング市川様が挨拶され、恒例のビンゴゲームで親睦を深めました。

事 業

6. 26 愛知県法人会青年部会連絡協議会親睦ゴルフコンペ
新南愛知カントリークラブ美浜コース

役員会

5.15

6.1

6.21

青年部会よりお知らせ

今年度の青年部会は、前年度より一層租税活動に力を入れて活動しております。租税活動（日本の未来を担う子供たちに、税の仕組み・大切さを経営者である青年部会員の立場から、教えていく活動）

その勉強会を9月中旬に開催を予定しております。当日は税務署より講師を招いて行いますので、ご興味のある方は、事務局までご連絡を下さい。

活動レポート

総 会

6. 6 女性部会第39回定時総会 魚鉄

去る6月5日 魚鉄において、公益社団法人名古屋北法人会女性部会の第39回定時総会が開催されました。当日は税務当局より、佐藤名古屋北税務署長、佐藤副署長、井口統括官、親会より徳永会長、川邊副会長、長谷川副会長、石原副会長、青年部会より朱宮部会長の皆様にご出席いただきました。

定時総会では、長い間女性部会役員としてご活躍いただきました北陵支部(有)佐久間土地 児玉昭子様、瀬古支部(有)メイコウ 堀田明子様、(有)マツイ 松井恵美子様3名が退任されました。新役員様に小幡支部エコビルド(株) 浅井町子様が就任されました。なお議事はすべて承認され、総会は無事終了しました。

昼食の後は、才能コーディネーター お役割鑑定士 みやざき みわ氏の「人間関係のトリセツ」という、人間関係を円満に行う統計学でベストパートナーの性格などのお話を講演していただきました。
(広報委員 横山節子)



総会記念講演会

「人間関係のトリセツ」

才能コーディネーター

お役割鑑定士 みやざき みわ氏



役員会

4.17

5.18

6.6

7.11

法人会の行事

平成29年4月1日～7月31日

総 会

- 6. 9 第42回通常総会
場所 名古屋市北文化小劇場
総会記念講演会
演題 「どうなる今後の日本の政治経済」
講師 ジャーナリスト・学習院大学特別客員教授 岩田公雄氏



研 修 会

- 5. 17 新設法人説明会（名古屋北税務署と共催）
場所 名古屋北税務署会議室
- 5. 19 決算期別説明会
場所 法人会研修室
講師 名古屋北税務署 法人課税部門担当官殿
◇税制改革に伴う実務処理についての研修と「自主点検チェックシート」の活用を促しました。



- 7. 13 経営教室（第1回）
場所 法人会研修室
テーマ 「改正個人情報保護法の概要と中小企業実務への影響」
講師 北村法律事務所 弁護士 北村明美氏
◇5月30日に施行され、中小企業・小規模事業者にも適用される給与管理や顧客管理、電子取引などの個人情報の対応取扱いの実務を解かりやすく噛み砕いた研修を行いました。



簿記会計講座

- 7. 19 簿記会計講座第1回
- 7. 26 簿記会計講座第2回
講師 税理士 中道真志 先生
◇毎年7月～9月間(10回シリーズ)簿記会計講座を開催致しています。



事 業

- 4. 1 黒川友禅流し（協賛）
◇北区辻栄橋付近で開催されました友禅流しにおいて小学生税金クイズを行いました。



役 員 会

- 4. 24 決算運営会議
- 4. 24 決算理事会
- 6. 9 臨時理事会
- 6. 14 広報委員会

「税を考える週間」記念講演会のお知らせ



日 時／平成29年11月15日(水)
13:30~15:00

場 所／名古屋市北文化小劇場
名古屋市北区志賀町4丁目60番地の31
(東志賀公園西隣)

「笑いは健康・長寿のもと!!」

一般社団法人日本作家クラブ常任理事 タレント 山田 たかお 氏
『笑点』大喜利の6代目座布団運び役

1956年生まれ。10歳の時に、フジTV『ちびっこのどじまん』でデビュー。日本TV『笑点』“ちびっ子大喜利”コーナーにレギュラー出演。73年に“ずうとるび”のメンバーとして歌手デビュー。

1984年より『笑点』大喜利の6代目座布団運び役に就任。落語家 鈴々舎鈴丸の名を持つ、また俳優として映画・TVドラマへ出演。ハリウッド映画『太陽の帝国』（スティーブン・スピルバーグ監督）への大抜擢された。

現在は、(一社)日本作家クラブ常任理事、日本エチオピア協会特別顧問、ふるさとテレビ理事として活躍中。

* 記念講演会は一般の方も聴講できます。

ご希望の方は名古屋北法人会事務局までお問合せ下さい。(参加費無料)

* 公共交通機関をご利用下さい。

名古屋北法人会だより No.139

平成29年9月1日 発行

発行所 公益社団法人 名古屋北法人会
名古屋市北区清水5丁目5番3号
名北フロントビル2F
電話 915-3886

編集 広報委員会

印刷所 株式会社 正鶴堂
名古屋市北区志賀本通1-38-101
電話 914-1855(代)

本誌では毎号の企画に役立たせていただくため会員皆様からのご意見ご要望をお聞かせ願います。

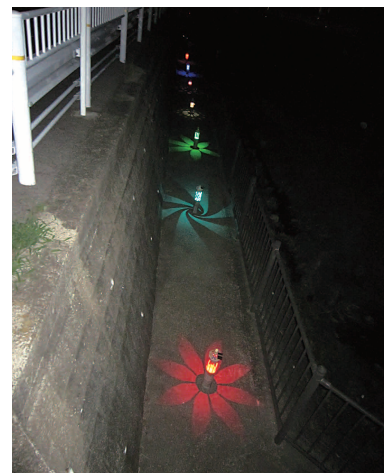
TEL 915-3886

FAX 915-3850

E-mail : kitahou@lilac.ocn.ne.jp

名古屋北法人会ではホームページを開設いたしております。
一度アクセスしてみてください。

<http://www.kitahou.or.jp>



北久手ホタルまつり灯籠



法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。



名古屋支社/愛知県名古屋市名村区名駅4-23-13
TEL 052-541-3151



AIU損害保険株式会社

名古屋プロチャネル営業部/愛知県名古屋市中区栄5-27-12
(富士火災名古屋ビル) TEL 052-857-1400